

福山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する規程（平成25年3月28日福山市告示第164号）

（趣旨）

第1条 この規程は，福山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（代表者等の要件）

第2条 条例第7条第2項，第45条第11項，第46条第3項，第47条，第72条第6項，第73条第2項及び第74条に規定する市長が定める研修は，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年厚生労働省告示第113号）に定める者及び研修とする。

（食事等の提供に要する費用等）

第3条 条例第23条第4項及び第53条第4項に規定する費用は，居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は，2013年（平成25年）4月1日から施行する。